

寄附金に対する減税措置

JOA への寄附金に対して皆様の所得税の減税、法人会計損金算入が可能です。ここでは、税額控除の概略と申告方法を紹介します

1 **最新情報** 国税庁のホームページ「寄附金を支払ったとき」でご確認ください。

URL: http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

2 **個人の場合**

確定申告の際に所得税の減税申告は、「(1) 所得控除で申告」、「(2) 税額控除で申告」のいずれかを選んで申告をします。それぞれの特質は次の通りです。

制度	所得控除	税額控除
方式	寄附金額を所得控除に反映して申告をする。	寄附金額を所得税に反映して申告をする。
仕組み	寄附金額が2,000円を超えた場合、「寄附金額-2,000円」を当該年度の所得から控除する。	寄附金額が2,000円を超えた場合、「寄附金額-2,000円」の40%の額を当該年度の所得税から控除する。
上限	控除対象寄附金額は、総所得額の40%が上限	控除対象所得税額は、所得税総額の25%が上限
特徴	所得金額に対して、寄附金額が大きい場合に減税効果おきくなる。所得税率に関係する。	寄附金額が少なくても、所得金額に関係なく直接所得税が控除でき、減税効果が大きい。
申請時添付書類	「税額控除に係る証明書」およびJOA発行の「寄附金額収書」	「税額控除に係る証明書」およびJOA発行の「寄附金額収書」
例 寄附金100,000円の場合	控除所得金額=100000-2000=98,000円 (税率0.2の場合； 控除所得税額=98000 x 0.2=19,600円)	控除所得税=(100000-2000)x0.4=39,200円

なお、住民税の控除については、お住まいの都道府県・市区町村に確認してください。「都道府県又は市町村が条例により指定したもの」が、個人住民税の軽減措置の対象になります。

3 **法人の場合**

JOA への寄附金の損金算入は次の手順で限度額を算出します。

(1) 特別損金算入限度額

$$\text{特別損金算入限度額 (A)} = \left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

(2) 一般寄附金損金算入限度額

$$\text{一般寄附金損金算入限度額 (B)} = \left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4}$$

(3) 損金の算出

損金は寄附金額をもとに次の例のように算出します。

- (i) 寄附金額 C が特別損金限度額以下の場合、寄附金額 C が損金となります。
- (ii) 寄附金額 C が特別損金限度額(A)を超える場合は、一般寄附金損金算入限度額(B)を計算、合計額 A+B を損金算入限度額として寄附金額Cから損金を決定します。

(4) 確定申告の添付書類

- (i) 事業年度に支出した寄付金のリスト（寄付金の損金算入の関する明細書）
- (ii) JOA 発行の「寄附金額収書」
- (iii) 「税額控除に係る証明書」